

水道料金及び下水道使用料徴収等包括業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本要領は、水道料金及び下水道使用料徴収等包括業務委託（以下「委託業務」という。）においてお客さまサービス水準のより一層の向上を図るため、業務の受託を行い得る能力を有する事業者のうち、特に業務に対する意欲、資質及び技術的能力等が優れた者を公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により選定し、その者に業務を委託するために必要な手続きについて定めるものとする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

「水道料金及び下水道使用料徴収等包括業務委託」

(2) 業務の目的

松江市上下水道局では、平成 22 年 10 月からお客さまセンターを設置し、検針・収納業務、窓口業務、滞納整理業務などを包括的に委託し、一元化を図ることで市民サービスの向上に努めてきた。

本業務は、お客さまセンター業務である検針・調定・収納業務、窓口業務、滞納整理業務などを包括的に委託し一元化を図ることで、より一層の顧客満足度の向上と、より効率的な経営の実現を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

- ア 窓口・受付業務
- イ 検針業務
- ウ 調定業務
- エ 収納業務
- オ 滞納整理業務
- カ 転居精算業務
- キ 接続勧奨業務
- ク メーター情報管理業務
- ケ 汚水排除量認定業務
- コ システム開発及び運用業務
- サ 事務引継業務
- シ その他業務

(4) 業務を行う場所

松江市学園南一丁目 17 番 24 号

松江市上下水道局お客さまセンター

(5) 業務委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

（準備期間：契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日）

(6) 提案価格上限額

¥1,394,200,000円（消費税及び地方消費税を含む）

提案の内容にかかわらず、この上限額を超える提案は受け付けない。

3. 参加資格

公告日現在、次の各号の全ての要件を満たすものとする。ただし、審査結果の決定日まで
に備えるべき要件を欠く事態が生じた場合には失格とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。

(2) 参加申込書の提出時点において、

- ・ 会社法（平成17年法律第86号）第475条又は、第644条の規定に基づく清算の開始をした者。
- ・ 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続きの申立てを行った者。
- ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続きの申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生計画又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

(3) 登記上の本店所在地における法人市町村民税及び固定資産税に滞納がない者。

(4) 「松江市物品の売買等指名競争入札参加資格者指名停止要綱」、「松江市建設工事競争入札参加資格者指名停止要綱」、「松江市上下水道局建設工事競争入札参加資格者指名停止要綱」に基づく指名停止期間中でないこと。

(5) 賠償保険に加入している者であること。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらと密接な関係を有する者でないこと。

(7) 個人情報情報の漏えい、滅失、き損又は改ざんの防止その他の個人情報情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずることができる者。

(8) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマーク又はI SMSの情報セキュリティ関連認証を取得しており、会社としてのリスクマネジメント体制を構築していること。

(9) 当該業務委託の目的達成に必要な人数の従事者を配置できる者であること。

(10) 元請けとして、給水人口の合計が10万人以上の水道事業体が発注した、検針業務、収納業務（滞納整理業務を含む）、窓口業務、電算開発業務を平成31年4月1日以降に完了ないし継続中の受注実績を持つ者。

(11) 共同企業体で参加する場合は、次の条件を全て満たすこと。

- ① 共同企業体の構成員数は、2又は3社とする。
- ② 各構成員の出資比率は、代表者の出資比率を最大として、最小の出資比率は2社の場合30%以上、3社の場合20%以上とすること。
- ③ 共同企業体の全ての構成員が(1)から(7)までの条件を満たすものであること。
- ④ 共同企業体の構成員のいずれかが(8)から(10)までの条件を満たすものであること。
- ⑤ 共同企業体の構成員は、委託業務について当該共同企業体が負担する債務の履行に関

し、連帯して責任を負うこと。

⑥ 共同企業体の構成員は、単独及び他の共同企業体の構成員として本件プロポーザルに参加していないこと。

- (12) プロポーザルに参加を申し込む事業者（以下「参加者」という。）が、契約締結時までに(1)から(11)までの条件を満たさなくなったとき及び提出する書類に関して、重要な事項について虚偽の記載を行ったときは、契約を締結することはできない。

4. 委託業務の対象区域

水道事業については斐川宍道水道企業団給水区域を除く松江市行政区域全域とし、下水道事業については松江市行政区域全域（斐川宍道水道企業団給水区域を含む）とする。

5. プロポーザルの参加募集等

プロポーザルの参加募集等について必要な事項は、松江市上下水道局ホームページ等により公表する。

6. プロポーザル参加申込に必要な書類

提出書類に記載する事項の基準日は公告日とし、書類の作成に係る費用は、参加者の負担とする。なお、提出された書類は返却しない。

参加者は、次の書類を所定の期限までに松江市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

- (1) プロポーザル参加申込書（第 1 号様式）
- (2) 業務実績一覧表（第 2 号様式）及び業務実績調査票（第 3 号様式）
- (3) 会社概要（パンフレット等及び本店所在地の法務局が公告日より 3 か月以内に発行した商業登記簿謄本）及び財務状況を示す書類[直近 2 か年の決算貸借対照表、損益計算書及び注記（会計方針等）]
- (4) 連絡先等の担当部署が記載された書類
- (5) 第 3 項（10）の実績となる契約書の写し、又は証明できる書類
- (6) 登記上の本店所在地における法人市町村民税及び固定資産税に滞納がないことの納税証明書（公告日より 3 か月以内に発行されたもの）
- (7) 賠償保険の加入状況について確認できるもの（保険証書の写し等）
- (8) プライバシーマーク登録書その他の情報セキュリティ関連認定が確認できる書類（写し）。
応募資格確認申請書提出日において有効期間内であること。
- (9) 委託業務共同企業体協定書（第 4 号様式、共同企業体で参加する場合）
- (10) 業務体制に関する企画及び技術提案（第 5 号様式）
- (11) 窓口・受付業務に関する企画及び技術提案（第 6 号様式）
- (12) 検針・調定・収納業務に関する企画及び技術提案（第 7 号様式）
- (13) 滞納整理業務に関する企画及び技術提案（第 8 号様式）
- (14) 接続勧奨業務に関する企画及び技術提案（第 9 号様式）
- (15) 料金システム開発及び運用業務に関する企画及び技術提案（第 10 号様式）
- (16) 個人情報保護に関する企画及び技術提案（第 11 号様式）

- (17) 災害及び緊急時対策等危機管理に関する企画及び技術提案（第 12 号様式）
- (18) 地域貢献（地元雇用等）に関する提案（第 13 号様式）
- (19) その他の業務提案（第 14 号様式）
- (20) 提案価格書（第 15 号様式）

7. プロポーザル参加申込手続き

(1) プロポーザル参加申込の提出について

- ① 6.(1)から(9)の書類の提出期限は、令和 6 年 9 月 25 日（水）17 時必着とする。
- ② 6.(10)から(20)の企画提案書等の提出期限は令和 6 年 11 月 6 日（水）17 時必着とする。
- ③ 提出先は、〒690-0826 松江市学園南一丁目 17 番 24 号
松江市上下水道局上下水道部営業課とする。
- ④ 提出書類は、原則として A4 版サイズの書類とし、作成は日本語によるものとする。
書式は松江市上下水道局ホームページからダウンロードした書式を使用すること。提出書類には目次及び頁番号を付け、書留あるいは簡易書留にて郵送（ゆうパックも可）すること。なお、電子装置に使用する記憶媒体での提出は認めない。到着した提出書類は書き換え・引き換え又は撤回することはできない。
- ⑤ 企画提案書等の提出部数は、正本 1 部と写し 9 部とする。ただし、提案価格書は、様式第 15 号を使用し封入封緘（割印したもの）の上で、1 部提出すること。

(2) 質疑について

本プロポーザル等に関する質問は、令和 6 年 9 月 4 日（水）17 時までに質問書（第 16 号様式）により書面にて行うこと。以後の質問、異議は認めない。また、公告の変更等及び質疑内容（質問及び回答）は令和 6 年 9 月 11 日（水）松江市上下水道局ホームページの「水道料金及び下水道使用料徴収等包括業務委託公募型プロポーザルの実施について」欄で公開するので、必ず参照すること。

8. プロポーザルの途中辞退

- (1) 参加者は、申出により随時プロポーザルの参加を辞退することができる。
- (2) プロポーザル辞退の申出は、プロポーザル参加辞退届を管理者宛に書留又は簡易書留にて郵送するものとする。

9. プロポーザルの選定機関

- (1) 管理者は、プロポーザル実施のため、プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。
- (2) 審査委員会は、プロポーザル審査委員会設置要領に基づき、プロポーザル審査を行い審査結果を管理者に答申する。ただし、以下の各号に該当する場合は管理者に答申は行わない。
 - ① 参加者の総評価得点が満点（450 点）の 60%に満たない場合
 - ② 参加者の評価基準採点表各番号ごとの評価得点が 40%に満たない場合

10. 受託予定者の決定

管理者は、審査委員会からの答申を受け、受託予定者を決定する。

11. 説明義務

管理者は受託予定者に決定されなかった参加者が非決定の説明を求めた場合は、その説明を行うものとする。

12. 委託契約

管理者はプロポーザルの提案に基づき、受託予定者に決定した者と詳細について協議し、水道料金及び下水道使用料徴収等包括業務委託契約を締結する。

13. 失格条件

次に掲げる事由が生じた場合は、プロポーザルの参加資格又は受託予定者の決定を取り消す。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 第3項に定める参加資格を満たしていない、若しくは満たすことができなくなった場合
- (3) その他本要領の定めに反した場合
- (4) 本件に関して不正あるいは公正さを欠く行為等があったと、管理者が認める場合

14. 次順位者の繰り上げ

管理者は、受託予定者と契約を締結することができない何らかの事由が発生した場合は、プロポーザルにおいて次順位以下となった参加者のうち、評価点が上位であった順に契約締結についての交渉を行うことができる。

15. 事務局

プロポーザルに係る事務局は、上下水道局上下水道部営業課に設置する。

16. プロポーザルの結果の公表

プロポーザルの結果は、松江市上下水道局ホームページで公表する。

17. その他

本要領に定めるもののほか、プロポーザルにおいて必要な事項は、上下水道局が定める。